



国 土 動 第 1 号
平成 31 年 4 月 1 日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

平成 31 年 3 月 29 日に、農林水産省農村振興局長から各地方農政局長及び各都道府県知事等宛てに、別紙 1 のとおり建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて通知されたところである（平成 31 年 3 月 29 日 30 農振第 4002 号）。また、同日、農林水産省農林振興局農村政策部農村計画課長から各地方農政局農村振興部長及び各都道府県農地担当部長等宛てに、別紙 2 のとおり農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて通知されたところである（平成 31 年 3 月 29 日 30 農振第 4003 号）。

これにより、従来、宅地を造成し、住宅を建築した上で、土地及び建物を一体的に売却（いわゆる建売）する場合に限り農地転用が認められていたものが、販売残余区画において自ら建売住宅を建設するなど一定要件を満たす場合には、建築条件付きで土地を売買するケースであっても転用が認められることとなった。

ついては、貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。

- ・別紙 1 : 「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 29 日 30 農振第 4002 号）
- ・別紙 2 : 「農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 29 日 30 農振第 4003 号）